

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第9号及び第10号中「第2条の2第5項」を「第2条の2第7項」に改め、同条第2項ただし書中「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に、「第2条の2第4項」を「第2条の2第5項」に改め、同条第3項ただし書中「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に、「第2条の2第4項」を「第2条の2第5項」に改め、同項第1号中「第2条の2第5項第1号」を「第2条の2第6項第1号」に改め、同項第2号中「第2条の2第5項第2号」を「第2条の2第6項第2号」に改め、同項第3号中「第2条の2第5項第3号」を「第2条の2第6項第3号」に改め、同条第4項中「第2条の2第6項」を「第2条の2第7項」に、「第2条の2第7項」を「第2条の2第8項」に改め、同条第5項中「第2条の2第8項」を「第2条の2第9項」に改め、同項ただし書中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第19号様式の(1)の1裏面以外の部分を次のように改める。

公
 東京都世田谷区納付書(納入済通知書)
 期

eL

加入者名		口座記号 番号		合計金額		円
収納機関 番号		納付 番号		確認 番号		納付 区分
納期限		通知書番号				

本税		円	延滞金		円	額 取 日 付 印
督促手数料		円	合計金額		円	
コンビニ 収納用						
納税 義務者	指定期限					
	バーコード 使用期限					

東京都世田谷区
 期

公
 東京都世田谷区
 期

公

納付書(原符)
 年度
eL
 領収証書
 年度
公

個人住民税・森林環境税(普徴)
 期
eL
 個人住民税・森林環境税(普徴)
 期
公

加入者名	
口座記号番号	
本税	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
通知書番号	
納期限	
指定期限	
	額 取 日 付 印

収納代行	
加入者名	
口座記号番号	
通知書番号	
納期限	
指定期限	
合計金額	円
上記の通り領収しました。	
	額 取 日 付 印

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第6条の2第2項ただし書の改正規定（「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に改める部分に限る。）及び同条第3項ただし書の改正規定（「第194条第4項、第195条第4項」を「第194条第5項、第195条第5項」に改める部分に限る。）並びに第19号様式の(1)の1裏面以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。